

国における取組の進捗状況

制度的対応の検討

新水道ビジョンにおける位置づけ

- 人口減少社会に対応した制度の検討及び構築

これまでの取り組み状況

- 人口減少社会において国が事業者へ関与できる制度設計の検討
＜報告を求める対象事業者の検討のための現状を整理＞

事業認可等の状況(大臣認可481事業者)

(H25年度末)

	事業者数	(国認可事業者に対する割合)
事業計画に示した目標年次を超過している事業者 (大臣認可のみ、届出は除く)	237	49.3%
うち、アセット未実施	38	7.9%
アセットマネジメント実施事業者	400	83.2%
うち、水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)や基本計画へ反映	100	20.8%

※平成24年度水道統計、平成25年度事業運営調査結果を参考に作成
アセットマネジメント実施、水道ビジョン(地域水道ビジョン)や基本計画への反映には実施・反映を含む。平成25年度運営状況調査後にアセットマネジメントを実施した事業者は未反映

事業計画(認可)の計画期間を超過している事業者が約半数。

事業計画(認可)の計画期間を超過し、かつアセットマネジメントを実施していない事業者が約1割。

アセットマネジメントは実施したものの、計画へ反映している事業者は少ない。

計画的に事業が実施されているか？

水道法第39条第1項(報告徴収)による水道事業者への国の関与を検討

- 中長期を見据えた事業計画のモデル検証

- ① 中長期を見据えた事業計画書作成手引き(案)の検討
- ② 平成26年度 2事業者にてモデル検証を実施

課題(例)

- ・40年以上の人口等の予測をもとにした事業計画を策定するための手法や留意点(長期予測の不確実性など)の記載が必要
- ・アセットマネジメントの結果と事業計画との関係の整理が必要

今後の取り組みと検討課題

- 目標年次を超過した事業者が多数であり、効果的な制度となるよう報告徴収の対象事業者、優先順位等を検討
- モデル検証の結果や総務省の検討状況を踏まえ、中長期を見据えた事業計画書作成手引きの作成。

※総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付け自治財政局公営企業課長等通知)」により、各公営企業に対して中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定、経営基盤の強化に取り組むこと等を要請。
現在、総務省において今年度末めどに「経営戦略」策定の際の課題や対応策の考え方、先進事例や具体的な策定方法・様式等について検討されている。

地方分権改革における水道法における水道事業等の認可権限移譲

1 権限移譲の方針

広島県、中国知事会等7団体から、都道府県がイニシアティブをとって広域化等を推進するため、水道事業の認可に関する国の権限を都道府県へ移譲する提案が寄せられ、平成26年10月29日に開催された分権改革有識者会議提案募集検討専門部会において、関係府省の対応方針を公表したところ。現在、平成27年1月中に閣議決定を予定している。

○対応方針(案)

広域化等を推進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。

※意欲的な都道府県に対して水道事業の認可権限を移譲することで、老朽化施設の更新・耐震化、広域化の推進等による水道事業の基盤強化について都道府県の主導権発揮を促し、持続可能な水道事業運営の推進を図る。

2 基盤強化に関する計画策定について

都道府県が主体となって、**水道事業の広域化**、**施設の計画的更新・耐震化**、**水質管理の強化**といった重要施策を推進するために、これらの施策を含めた都道府県による水道事業基盤強化計画の策定を権限委譲の前提条件とする。

3 手挙げ方式による権限移譲について

各都道府県における、重要施策の推進体制及び水道事業等の監視体制にはばらつきがあるといった課題もあるため、業務の監視体制や広域化等を推進する取組に関する一定の条件を満たし、権限の移譲を希望する都道府県に対して、**手挙げ方式による権限移譲**を行うこととする。

水道法第46条の都道府県への権限移譲規定を根拠にして、水道事業等の認可等の権限について、厚生労働大臣が指定する都道府県が行うことにする規定を設けることを検討する。

4 今後の進め方について

対応方針の閣議決定を踏まえ、地方分権改革に関する制度改正と併せて所要の改正を行い、施行の準備を行う。

権限移譲を認める一定の条件(水道事業基盤強化計画に定めるべき事項、都道府県の監視体制等)について具体化する検討を行う。

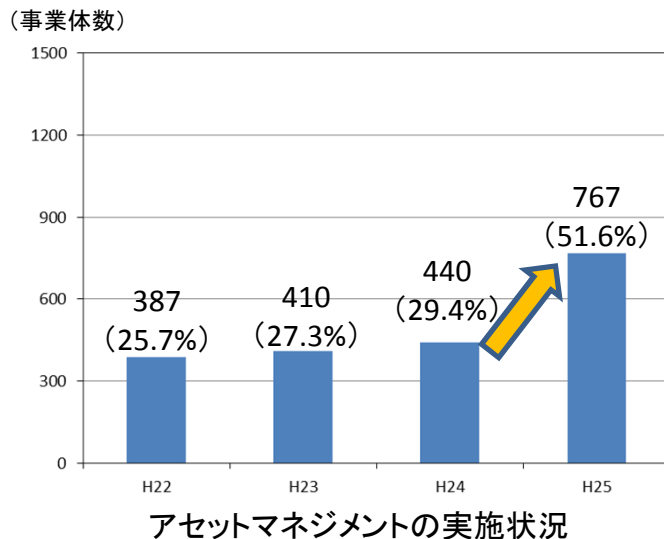
アセットマネジメントの活用促進

新水道ビジョンにおける位置づけ

- 財源が確保され、施設の再構築等を考慮した計画に基づく持続可能な水道事業運営

これまでの取り組み状況

- 簡易支援ツールの精度向上手法の構築
H25.6 簡易支援ツール(Ver.1.0)公表 H26.4 簡易支援ツール(Ver.2.0)公表
[更新費用及び健全度の算定期間を100年に改良、財政関連のシートを新会計基準対応に改良 等]
- 簡易支援ツールの普及促進のための全国各地での研修会等の講師活動
H25～26 47都道府県を含む合計80回の講演等を実施
- 施設の再構築等を考慮したアセットマネジメント推進
H26.4 簡易支援ツールを使用した水道事業の広域化効果の算定マニュアル 公表
H25～26 財政収支検討の際の参考値を講演等にて情報提供
- アセットマネジメントの実施を通じた効果的な情報提供手法の構築
H26.3 水道事業の現状等に関する情報提供(事例) 公表



※各年度の事業運営調査結果

今後の取り組みと検討課題

- アセットマネジメント未実施の事業体(特に中小事業体)に対して活用を促すため、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会などの機会を通じ、アセットマネジメントへの取組事例を紹介(水道事業者から実際の取組内容を講演)
- 簡易支援ツールの普及促進のための研修会等を引き続き実施
- 要望等に応じた簡易支援ツールの改良を実施

重要給水施設・配水管の耐震化

新水道ビジョンにおける位置づけ

- 給水区域内の重要な給水施設(病院、避難所など)への供給ラインの耐震化を優先的に着手し、早期に耐震化を図るなど、施設の重要度に応じた耐震化を進める。

これまでの取り組み状況

- 重要給水施設管路の耐震化に係る調査(平成25年度)
全国の水道事業者等に対し、平成24年度末における重要給水施設基幹管路における耐震化等の状況について調査を実施。
 - ・調査実施数 1,507事業者(有効回答数 1,505事業者)
 - ・重要給水施設基幹管路の選定事業者数 1,304事業者
 - ・重要給水施設基幹管路耐震適合率 39.0%(基幹管路耐震適合性 33.5%)
- 管路の耐震性能評価を参考とした管路の耐震化の促進(平成26年度)
管路の耐震性能評価検討会報告書(平成26年6月)等を参考とした、既存管路の更新に係る優先順位付け、管路の耐震化に供する管種・継手の選定等を、各事業の実情を考慮しつつ適切かつ効率的に行って頂くよう周知。

今後の取り組みと検討課題

- 今後の予定
重要給水施設管路の耐震化に係る調査の継続及び公表。
- 検討課題
新水道ビジョンや国土強靱化基本計画に掲げる目標の達成に向けた具体的な実施方策。

水道施設の耐震性評価・耐震化計画の改定

新水道ビジョンにおける位置づけ

- ハード・ソフト両面における強靱な水道の構築に向け、水道施設の耐震性評価に関する検討を行うとともに、耐震化計画策定の指針を作成し、耐震化の推進を図る。

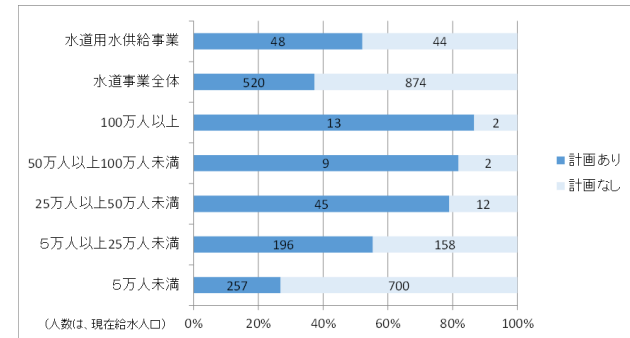
これまでの取り組み状況

- 管路の耐震性評価の実施
管種・継手別の被害状況を分析した結果等を平成26年6月に公表。
※耐震継手のダクタイル鑄鉄管、溶接継手の鋼管及び融着継手のポリエチレン管は被害なし
- 水道の耐震化計画等策定指針の改定
東日本大震災における施設被害等への対策や、耐震化を進める上の阻害要因を踏まえ、有識者会議において「水道の耐震化計画等策定指針」の改定作業の検討開始。
- 水道耐震化プロジェクト会議への参画
住民協働キャンペーンを通じた耐震化に関する情報発信
- 水道施設の耐震化状況の調査結果の公表(表1)
- 耐震化計画の策定状況の調査結果の公表(表2)

表1 水道施設の耐震化等の状況(平成25年度)単位: %

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
基幹管路	32.6	33.5	34.8
浄水施設	19.7	21.4	22.1
配水池	41.3	44.5	47.1

表2 耐震化計画の策定状況(平成25年度調査)



今後の取り組みと検討課題

- 今後の予定
水道の耐震化計画等策定指針の改定及び普及。
- 検討課題
 - ・水道耐震化プロジェクト会議の継続及びさらなる発展による情報発信等の全国展開方策の検討。
 - ・浄水施設における新たな耐震性能評価手法の確立による耐震化の推進。

広域化の推進

新水道ビジョンにおける位置付け

- 給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能となるよう、関係者が連携して広域化（広域連携）に取り組み、最適な事業形態の水道を実現する。

これまでの取り組み状況

- **「都道府県水道ビジョン作成の手引き」の見直し（H26年3月）**
広域的な見地から地域の水道のあり方を描き、水道の理想像の実現に向けて管内の水道事業者を牽引。
- **都道府県が広域化を推進するに当たっての課題整理及び推進支援策の検討（H26年度中）**
広域化の必要性を関係各者が共通認識しているものの、広域化が進展しないため、事業者間の調整における課題（料金格差、整備水準格差、人員確保は除く）等の整理及びその解決策を検討。
- **広域化を促進させる財政支援策の検討（見直し中）**
運営基盤が脆弱な小規模水道事業が多いことから、水道事業の統合を含めた広域化を推進し、民間事業者の参入を含めた水道施設の効率化や人員体制の集約化を図り、水道事業体の運営基盤を強化するとともに、将来にわたり持続可能な水道を構築するための事業費に係る財政支援策を検討。
- **大・中規模事業者が小規模事業者との統合における促進策の検討（H26年度～）**
地域の中核となる大・中規模事業者は、その組織力・技術力により単独運営が可能と考え、小規模事業者との統合にメリットを見出せないでいる事業者が見られるが、広域化の推進には、中核となる事業者が果たす役割が不可欠であるため、小規模事業者との統合を促進させる方策を検討。

今後の取り組みと検討課題

- 多様な官民連携形態の長所・短所を整理し、導入を検討する事業者を技術的に支援する。
- 地方分権改革における水道事業の認可権限移譲の条件である水道事業基盤強化計画の策定事項の内容を検討する。

水安全計画導入による水質管理促進

新水道ビジョンにおける位置づけ

- 水源から給水栓に至る統合的な水質管理の実現のため、水安全計画の策定を推進し、その実効性の向上を。

これまでの取り組み状況

- 平成20年5月「水安全計画策定ガイドライン」を通知
 - 9月「水安全計画ケーススタディ」の作成・配布（浄水処理プロセスごとに4ケース作成）
 - 12月「水安全計画作成支援ツール」を公開
- 平成25年度検討内容（報告書はホームページで公表）
 - ・ 中小事業者の先行事例の収集
 - ・ 中小事業者を対象にケーススタディを実施（桐生市水道局、坂戸、鶴ヶ島水道企業団）
 - ・ 「水安全計画策定ワークショップ」を開催

※平成26年3月末時点における策定率は、策定中を含めても、全体で1割
策定が進まない理由・・・ 策定手順が複雑、人や予算の確保困難、等

- 平成26年度 「水安全計画作成支援ツール簡易版」の開発
- 水安全計画策定のための説明会を随時実施

今後の取り組みと検討課題

- 中小事業者でも取り組めるような「水安全計画作成支援ツール簡易版」により、水安全計画の策定を支援・推進する
- 水安全計画をより簡易に策定できる方策及び水安全計画に準じた危害管理の取組を促す方策を検討

水源保全のための連携及び理解の促進

新水道ビジョンにおける位置づけ

- 水源を同じくする流域単位の水道事業者において、連携した水源保全の取り組みを。

これまでの取り組み状況

検討中の内容 (平成25～26年水質基準逐次改正検討会において議論。平成27年2月生活環境水道部会で審議予定)

- 浄水施設での対応が困難な物質の抽出
- 対象物質について新たに項目設定「浄水処理対応困難物質」

通常の浄水処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に係る物質のうち人の健康の保護に関する項目に該当する物質を高い比率で生成する物質

- 対象物質の取り扱い
 - ・ 排出側での管理促進：未然防止が図られるよう情報提供
 - ・ 水質事故把握のための体制整備：水源を共有する水道事業者間の連携、流域関係者間の連絡体制の強化、水質検査は不要
 - ・ 対象物質によるリスクの把握：水安全計画の手法の活用
 - ・ 影響緩和措置による対応能力の強化：配水池容量の確保等
- 過去に水質事故の原因となった物質についても注意が必要。

今後の取り組みと検討課題

- 水道事業者等へ「浄水処理対応困難物質」の設定について通知（注意喚起）
- 環境省、経済産業省を通して、排出者への注意喚起
- 対象物質についての情報収集（用途、排出者情報等）

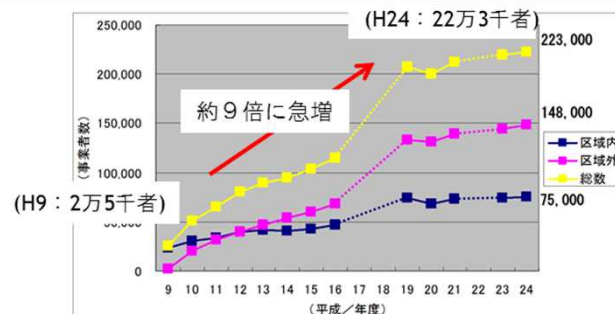
指定給水装置工事事業者制度（指定工事店制度）

新水道ビジョンにおける位置づけ

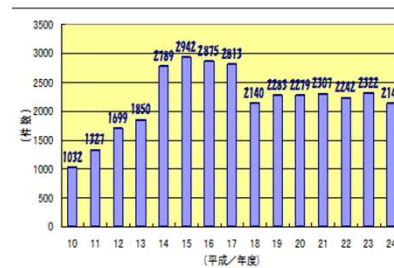
- 給水装置工事に関する指定工事業者のレベルアップと人材育成を。
- 給水装置工事の不適切施工や工事業者とのトラブルを無くし、住民の信頼性確保を。

これまでの取り組み状況

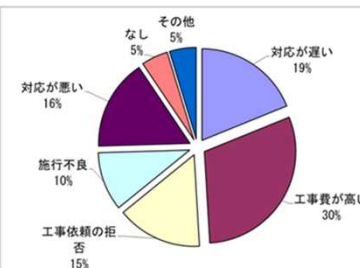
- 現行の指定工事店制度は、規制緩和の流れを受けて平成8年に水道法を改正し創設。
- 法に基づく全国一律の指定基準のもと、広く門戸が開かれ、工事店の指定数は増加。（H9：2万5千者⇒H24：22万3千者、約9倍に急増）
 - ⇒ 現行制度は新規の指定のみであり、廃止、休止等の状況が反映されづらく、また水道事業者は指定工事店の実態把握や指導等が困難な状況でトラブルも多発。
- 給水装置工事の技術的管理を担う給水装置工事主任技術者の国家試験を毎年度実施。（免状発行者数：約27万5千人）
 - ⇒ 無届工事や施行不良などが発生し、給水装置工事主任技術者の技術力の低下が懸念。
 - ⇒ 長期的視点に立ち継続して技術者を確保していくことが必要。



指定工事店数の推移
(厚労省水道課調べ)



衛生設備工事の相談・苦情の推移
(独立行政法人 国民生活センターPIO-NET)



苦情内容(平成19年度調査)

(公社)日本水道協会や全国管工事業協同組合連合会から、指定工事店の更新制度創設の要望がある。

今後の取り組みと検討課題

- 関係構成団体と連携して、水道事業者等へのアンケートを行うなど、トラブルの状況や指定工事店制度の問題点など実態を把握する。
- 給水装置の安全性や信頼性を高めるために、把握した実態や要望事項を踏まえ、指定工事店のレベルアップや給水装置工事主任技術者の技術力確保を図る取り組みの検討を進める。